

公 示

令和6年12月16日
国立研究開発法人水産研究・教育機構
開発調査センター所長 山下 秀幸

下記の事業について、実施希望者を募集します。応募される方は、本公示内容及び各種添付書類記載事項を了承のうえ、下記によりご応募下さい。

記

1. 事業名 海洋水産資源開発事業（ブリ優良人工種苗周年供給システムの構築）における令和7年度種苗供給プログラム

2. 事業実施の概要及び目的

本事業は、養殖分野の成長産業化に資するため、海洋水産資源開発事業（ブリ優良人工種苗周年供給システムの構築）における種苗供給プログラム実施手順（平成30年12月1日。以下「実施手順」という。）に基づき、種苗生産機関・養殖業者（以下「養殖業者等」という。）に対してブリの受精卵を販売し、海外マーケットへの周年出荷体制の構築等に向け、養殖業者等自らの創意工夫による効率的・効果的な活用手法の確立を促すとともに、得られた知見の蓄積及び普及を行い、国内ブリ養殖業の競争力の底上げを図ることを目的とする。

3. 本公示事業の実施に伴い売払う物件

物件	総販売予定数量	最小販売単位	上限販売数量
受精卵（令和7年4月）	10万粒	1万粒	10万粒
受精卵（令和7年8月）	150万粒	1万粒	30万粒
受精卵（令和7年10月）	130万粒	1万粒	30万粒

注1：一者あたりの販売数量は、最小販売単位の倍数、かつ上限販売数量以下とする。

注2：販売見込み数量のうち、審査結果が上位の実施者から順に販売数量を供給するため、実施者の順位によっては受精卵を供給できないことがある

注3：受精卵の引き渡し場所は、国立研究開発法人水産研究・教育機構水産技術研究所五島庁舎（長崎県五島市玉之浦町布浦122-7）とする。

注4：実施者に請求する金額は受精卵の販売額その他、これらを梱包するために機構が用意した資材に関する経費、受精卵に限っては、輸送会社の都合で機構が立て替えたフェリー又は航空機の運搬経費とする。

4. 応募資格

(1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付

- け水研第65号)第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等」の業種「その他」で「A」、「B」、「C」又は「D」のいずれかの等級に格付けされている者であること。
 - (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
 - (5) 実施手順の様式第1号「購入希望調査(兼参加表明書)」を機構に提出している者であること。

5. 応募に係る説明会等

質疑がある場合には、令和7年1月23日までに下記8.宛てにメールにて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は当該質疑のあった者に行うとともに当機構のホームページにて公表することにより応募に係る説明会に代える。なお、当該日以降に質疑があった場合も随時受け付け、同様に対応する。

ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

6. 提出書類

- ①応募要領に基づく事業実施計画書(応募要領様式第1号及び第2号)
- ②ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

7. 事業実施計画書の作成等

事業実施計画書の作成・応募等に係る一切の経費は応募者の負担とし、提出した書類は返却しない。

また、事業実施計画書等は採点等本事業にかかる事務手続き以外の目的で応募者に無断で使用しない。

事業実施計画書等に使用する言語は日本語とする。

8. 書類の提出場所等

- (1) 提出期限 令和7年1月24日 12時00分 必着
(郵便の場合は書留郵便(一般書留又は簡易書留)とすること。)
- (2) 提出部数 紙媒体又は電子データ(メール添付)で1部
なお、紙媒体で提出する場合は、機構が複写機を使用して審査委員会に必要な部数を用意するため、製本は行わずダブルクリップ等で留めたものを提出すること。
- (3) 提出場所及び問い合わせ先

〒221-8529

神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25 GRC 横浜ベイリサーチパーク 6階
国立研究開発法人水産研究・教育機構 開発調査センター
養殖システムグループ 北野載、追中大作、小林真人

電話：045-277-0202

FAX：045-277-0209

メール：buri-kounyu@fra.go.jp

9. 事業実施計画書等の審査方法及び審査基準

機構内に設ける審査委員会において、応募要領別添で定める審査項目及び審査基準に従い審査する。

10. 実施者の決定及び通知等

上記9.の審査に基づき、実施手順第8条に規定する方法により実施者を決定することとし、審査結果は全ての参加者に通知する。

なお、本事業に係る契約は、実施者と契約の協議が整い次第、機構との間で締結する。ただし、契約条件が合致しない場合には、契約の締結ができないこともある。

11. 契約に係る情報の公表

(1) 公表の対象となる契約先

次の①及び②いずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等^{※1}として再就職していること
- ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること^{※2}

なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。

※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えると認められる者を含む。

※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。

(2) 公表する情報

上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名

- ② 当機構との間の取引高
 - ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
 - 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
 - ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構に提供していただく情報
- ① 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
 - ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- (4) 公表日
- 契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）
- (5) その他
- 当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認くださいとともに、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。
- なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。

12. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等に当たっての注意事項」（URL：http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

本企画競争の結果、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。